



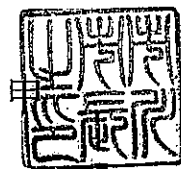
市川市告示第 167 号

令和6年能登半島地震に係る市税の申告等の期限の指定について

市川市税条例（昭和29年市川市条例第12号。以下「条例」という。）第18条の2第1項の規定に基づき、富山県及び石川県における市税の申告等の期限を延長する件（市川市告示第16号）において別途市川市告示で定めることとしている期日のうち、次に掲げる指定地域に住所を有する個人又は事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、その期限が令和6年1月1日から令和6年7月30日までの間に到来するものについて、令和6年7月31日とする。

令和6年7月3日

市川市長 田中



都道府県名	指定地域
石川県	金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町
富山県	富山県